

# 四半期報告書

(第11期第1四半期)

自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日

株式会社 日本ケアサプライ

東京都港区西新橋一丁目5番13号

## 表紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

## 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態及び経営成績の分析	3

第3 設備の状況	5
----------	---

## 第4 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) ライツプランの内容	9
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(5) 大株主の状況	9
(6) 議決権の状況	10

2 株価の推移	10
---------	----

3 役員の状況	10
---------	----

第5 経理の状況	11
----------	----

## 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	12
(2) 四半期連結損益計算書	14
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	15

2 その他	20
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	21
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社日本ケアサプライ
【英訳名】	Nippon Care Supply Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 勝利
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目5番13号
【電話番号】	03（5251）3151
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 大西 研一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目5番13号
【電話番号】	03（5251）3151
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 大西 研一
【縦覧に供する場所】	株式会社日本ケアサプライ関東支店 （神奈川県横浜市瀬谷区五貫目一丁目4番地） 株式会社日本ケアサプライ関西支店 （大阪府東大阪市加納五丁目15番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第10期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年2月1日 至 平成20年3月31日
売上高(千円)	1,971,942	—
経常利益(千円)	311,001	—
四半期(当期)純利益(千円)	162,492	—
純資産額(千円)	8,942,975	—
総資産額(千円)	11,147,131	—
1株当たり純資産額(円)	50,140.78	—
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	914.43	—
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	913.88	—
自己資本比率(%)	79.9	—
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	279,389	—
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△48,118	—
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△493,341	—
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	4,354,331	—
従業員数(人)	488	—

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は第11期第1四半期連結累計期間より連結財務諸表を作成しているため、第10期については記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	488（43）
---------	---------

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	404（43）
---------	---------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

該当事項はありません。

#### (2) 商品仕入実績

当社グループは高齢者ケア事業の単一セグメントのため、事業の種類別セグメントごとの記載をしておりません。当第1四半期連結会計期間の商品仕入実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
商品販売事業（千円）	123,761
合計（千円）	123,761

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当社グループは高齢者ケア事業の単一セグメントのため、事業の種類別セグメントごとの記載をしておりません。当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
福祉用具レンタル卸サービス事業（千円）	1,733,330
在宅介護サービス事業（千円）	80,921
商品販売事業（千円）	157,690
合計（千円）	1,971,942

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な販売先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油、原材価格の上昇、食料品や日用品の値上がり等の懸念材料が存在し、先行き不透明な状態にありました。

介護サービス業界につきましては、平成18年の介護保険制度改正以来の過渡期的混乱は続いておりますが、通所介護及び小規模多機能型居宅介護等、通所系サービスや福祉用具貸与を中心に直近の介護給付費は増加傾向となっており、今後とも高齢者数の増加に伴いゆるやかな伸びが続くと予想されます。

こうしたなか、当社グループは、当第1四半期連結会計期間におきまして、中期経営計画の方向性に基づき、高齢者ケア事業における福祉用具レンタル卸サービス事業、在宅介護サービス事業及び商品販売事業の体制充実を図りました。

当社が中心に事業展開する福祉用具レンタル卸サービス事業につきましては、かねてからメーカーと連携を図り、新たなレンタル商品を積極的に導入していくこととしておりますが、当第1四半期連結会計期間には、主力の車いすにおいてオリジナルモデルのレンタルを開始いたしました。当商品は、利用者に合わせてサイズ調整が可能であり、安全面にも十分に留意した商品となっており、好調に稼動しております。また、軽度者から中重度者まで幅広い商品を取り揃え、さらに物流機能に特化した拠点を2拠点開設するなど、当社取引先である指定居宅サービス事業者の一層の利便性向上を図り、後方支援体制を強化しました。

在宅介護サービス事業につきましては、既存の在宅介護サービスを行う子会社3社に加えて、平成20年4月、医療と介護の連携の分野での複合的な在宅介護サービス提供を目的として、子会社の株式会社グリーンケアブリッジ（福島県郡山市）が小規模多機能型居宅介護（以下、小規模多機能ケア）と訪問看護・リハビリテーションという、新たなビジネスモデルでのサービス提供を開始いたしました。また、これまでのモデル事業での知見を活かし、平成20年5月、子会社の株式会社グリーンケアはねす（島根県出雲市）が、小規模多機能ケアと通所介護のサービス提供を開始いたしました。

当社が中心に事業展開する商品販売事業につきましては、引き続き介護予防関連商品及び介護施設向け商品の一層の充実を図るとともに、アクティブシニアを含めた高齢者向け商品など、商品ラインナップの充実を努めました。

国内事業の充実とともに、東アジア諸国での高齢者ケア事業につきましても引き続き具体化を進めておりますが、特に平成20年7月より公的老人療養保証制度が開始された韓国や高齢化の進展が始まっている中国や台湾において、福祉用具を中心とする高齢者ケア事業の具体化を進めてまいります。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績につきましては、連結売上高が1,971百万円、営業利益が254百万円、経常利益が311百万円、四半期純利益が162百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローが279百万円の資金増、投資活動によるキャッシュ・フローが48百万円の資金減、財務活動によるキャッシュ・フローが493百万円の資金減となり、当第1四半期連結会計期間末には4,354百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、279百万円となりました。この主な要因は、税金等調整前四半期純利益310百万円及び減価償却費284百万円等があったものの、レンタル資産の取得による支出407百万円及び法人税等の支払額59百万円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、48百万円となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出33百万円、無形固定資産の取得による支出9百万円等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、493百万円となりました。この主な要因は、自己株式の取得による支出14百万円及び配当金の支払額478百万円があったことによるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	640,000
計	640,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成20年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成20年8月14日）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	180,312	180,316	東京証券取引所 （マザーズ）	完全議決権株式で あり、権利内容に 何ら限定のない当 社における標準と なる株式
計	180,312	180,316	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成15年1月23日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	34
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	136(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり12,500(注)2
新株予約権の行使期間	自平成17年2月1日 至平成25年1月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,500 資本組入額 6,250
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権については、原則として譲渡できないものとする。ただし、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。また、新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権を第三者に質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てる。

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合は、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己株式の処分(いずれも新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価格で当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価格の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価格は適切に調整を行う。

3. (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。  
(2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使日において、当社の取締役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権の割当を受けた者が定年退職、その他取締役会が正当な理由であると認められた場合はこの限りではない。

- (3) 新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の割当後、権利行使時まで、禁錮刑以上の刑に処されていないこと、当社の就業規則により降任・降格以上の制裁を受けていないこと、および当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出ていないことを要する。
- (4) 新株予約権の割当を受けた者が権利行使可能期間内に死亡した場合は、死亡後6か月以内（ただし、権利行使期間の末日を超えない）に限り、新株予約権の割当を受けた者の相続人が新株予約権を行使できる。
- (5) 権利行使期間内のいずれかの年においても、新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（本新株予約権以外に租税特別措置法第29条の2に定める他の特定新株予約権等を権利行使している場合には当該権利行使価額の合計額を含む）が1,200万円（または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超過することになる本新株予約権の行使をすることはできない。
- (6) その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議の授権に基づき、当社と各新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 平成17年4月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	312
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	624(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり221,193(注)2
新株予約権の行使期間	自平成19年4月28日 至平成22年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 221,193 資本組入額 110,597
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てる。

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合は、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込金額は適切に調整を行う。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、以下の区分に従って、権利の一部または全部を行使することができる。
- ①平成19年4月28日から平成20年4月27日までは、当初の新株予約権の数の3分の1を超えない数について権利を行使することができる。
  - ②平成20年4月28日から平成21年4月27日までは、すでに行使済みの数を含めて、当初の新株予約権の数の3分の2を超えない数について権利を行使することができる。
  - ③平成21年4月28日から平成22年4月27日までは、新株予約権の数の全てについて権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使日において、当社の取締役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由であると認めた場合は、この限りではない。
- (3) その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議の授権に基づき、当社と各新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	180,312	—	2,896,950	—	1,640,950

(注) 平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が4株、資本金及び資本準備金がそれぞれ25千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

### ① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,544	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 177,768	177,768	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	180,312	—	—
総株主の議決権	—	177,768	—

（注）「完全議決権株式（その他）」には、証券保管振替機構名義の株式が2株（議決権の数2個）含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社日本ケアサプライ	東京都港区西新橋 1-5-13	2,544	—	2,544	1.41
計	—	2,544	—	2,544	1.41

（注）当第1四半期会計期間末の自己株式数は2,778株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.54%）であります。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	60,000	63,800	66,100
最低（円）	56,100	55,500	61,300

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（マザーズ）におけるものであります。

## 3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、四半期連結財務諸表の作成初年度であるため、前連結会計年度末に係る要約連結貸借対照表は記載しておりません。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,356,858	—
売掛金	123,122	—
レンタル未収入金	854,423	—
有価証券	2,997,473	—
商品	29,956	—
短期貸付金	2,000,000	—
その他	500,988	—
貸倒引当金	△39,700	—
流動資産合計	7,823,121	—
固定資産		
有形固定資産		
レンタル資産(純額)	1,808,558	—
その他(純額)	683,466	—
有形固定資産合計	※ 2,492,024	—
無形固定資産		
のれん	6,661	—
その他	281,814	—
無形固定資産合計	288,476	—
投資その他の資産	542,539	—
固定資産合計	3,323,040	—
繰延資産	969	—
資産合計	11,147,131	—
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	91,115	—
レンタル資産購入未払金	365,429	—
未払法人税等	149,489	—
賞与引当金	185,928	—
レンタル資産保守引当金	450,500	—
その他	376,650	—
流動負債合計	1,619,113	—
固定負債		
退職給付引当金	348,884	—
役員退職慰労引当金	46,614	—
その他	189,543	—
固定負債合計	585,042	—
負債合計	2,204,156	—

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間末  
(平成20年6月30日)

前連結会計年度末に係る要約  
連結貸借対照表  
(平成20年3月31日)

純資産の部		
株主資本		
資本金	2,896,950	—
資本剰余金	1,640,950	—
利益剰余金	4,747,589	—
自己株式	△383,796	—
株主資本合計	8,901,693	—
少数株主持分	41,281	—
純資産合計	8,942,975	—
負債純資産合計	11,147,131	—

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

売上高	1,971,942
売上原価	949,979
売上総利益	1,021,963
販売費及び一般管理費	※1 767,785
営業利益	254,177
営業外収益	
受取利息	3,797
有価証券利息	5,539
ソフトウェア使用料	7,205
レンタル資産修繕収入	5,893
補助金収入	30,000
雑収入	4,564
営業外収益合計	57,000
営業外費用	
雑損失	176
営業外費用合計	176
経常利益	311,001
特別損失	
固定資産除却損	874
特別損失合計	874
税金等調整前四半期純利益	310,127
法人税等	※2 142,198
少数株主利益	5,436
四半期純利益	162,492

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	310,127
減価償却費	※2 284,168
長期前払費用償却額	3,576
のれん償却額	410
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,800
賞与引当金の増減額 (△は減少)	66,317
レンタル資産保守引当金の増減額 (△は減少)	8,900
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	13,506
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	3,475
受取利息及び受取配当金	△4,202
有価証券利息	△5,539
レンタル資産除却損	4,106
固定資産除却損	874
売上債権の増減額 (△は増加)	△17,107
未収入金の増減額 (△は増加)	12,481
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,747
前払費用の増減額 (△は増加)	12,131
レンタル資産の取得による支出	※3 △407,523
仕入債務の増減額 (△は減少)	△10,735
未払金の増減額 (△は減少)	18,425
その他	40,461
小計	329,305
利息及び配当金の受取額	9,742
法人税等の支払額	△59,658
営業活動によるキャッシュ・フロー	279,389
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△33,490
無形固定資産の取得による支出	△9,592
長期前払費用の取得による支出	△4,285
差入保証金の差入による支出	△976
差入保証金の回収による収入	936
投資有価証券の取得による支出	△1,162
その他	452
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,118
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	△14,823
配当金の支払額	△478,518
財務活動によるキャッシュ・フロー	△493,341
現金及び現金同等物に係る換算差額	238
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△261,831
現金及び現金同等物の期首残高	4,616,163
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 4,354,331

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項 の変更</p>	<p>(重要な資産の評価基準及び評価方法の変更) たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
<p>繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p>	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
<p>税金費用の計算</p>	<p>税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p>

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間  
 (自 平成20年4月1日  
 至 平成20年6月30日)

(重要な減価償却資産の減価償却の方法)

当社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産（レンタル資産を除く）については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 10,479,007千円	※ _____

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間  
 (自 平成20年4月1日  
 至 平成20年6月30日)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

給与手当	264,712千円
賞与引当金繰入額	46,181千円
退職給付費用	13,663千円
役員退職慰労引当金繰入額	3,475千円

※2 法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結  
貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  
(平成20年6月30日現在)

(千円)

現金及び預金勘定	1,356,858
有価証券	2,997,473
現金及び現金同等物	4,354,331

※2 減価償却費には、少額レンタル資産の費消に係る  
費用処理額を含めております。

※3 レンタル資産の取得による支出には、固定資産以  
外に貯蔵品勘定で処理されている少額レンタル資産  
の取得による支出額を含めております。

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至  
平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 180,312株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,778株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	533,304	3,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当社グループは高齢者ケア事業の単一セグメントのため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

**【海外売上高】**

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	50,140.78円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	914.43円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	913.88円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	162,492
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	162,492
期中平均株式数(千株)	177,697
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(千株)	108
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

株式会社 日本ケアサプライ

取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 城戸 和弘 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩下 稲子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本ケアサプライの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本ケアサプライ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。